

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼 玉 県 教 育 局  
県 立 教 育 機 関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。第二条第五項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第二項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第三項中「所属長は、」の下に「次条第五項に規定する職員を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の弾力的な割振り等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三一―一八。第五項において「規則」という。）第一条の三に規定する職員は、教育長が別に定める職員とする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）は、職員の申告を考慮し所属長が定める。

3 前条第一項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。

4 前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により始業の時刻を午後一時以後又は終業の時刻を午後零時以前に定められた職員の休憩時間は、業務の実情に応

じ所属長が定める。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振りが規則第一条の四第一項第二号又は第二項第二号本文に規定する基準に適合し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り及び同条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。）は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。

第二条第四項中「当該職員」を「当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「条例」に改める。

第三条中「第一条」の下に「又は第一条の二」を加え、「同条」を「第一条又は第一条の二」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。